

# 福岡県公報

令和四年六月二十四日  
第三百九号  
増刊 ①

## 目次

### 条 例 (第二十一号―第二十九号)

○福岡県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課) ……………二
○地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	(税 務 課) ……………五
○福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	(行財政支援課) ……………五
○福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例	(中小企業振興課) ……………六
○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(工業保安課) ……………七
○福岡県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	(農村森林整備課) ……………七
○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例	(建築都市総務課) ……………七
○福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(建築指導課) ……………九
○福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部を改正する条例	(教育庁教職員課) ……………九

### 公布された条例のあらまし

◇福岡県税条例の一部を改正する条例  
(総務部税務課)

- 1 地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、個人県民税における住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、附則第一項各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。  
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例  
(総務部税務課)

- 1 沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の制定に伴い、事業税及び不動産取得税の不均一の課税をすることについて、その適用期限を延長するほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例第二条第一項及び第三条第一項の規定は、令和四年四月一日以後に新設され、又は増設される設備について適用することとした。  
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例  
(企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課)

- 1 公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成に関する公費負担の限度額を改定することとした。
- 2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。  
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例  
(商工部中小企業振興課)

- 1 中小企業者等の迅速かつ円滑な事業再生を支援するため、福岡県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる福岡県の回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。  
◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(商工部工業保安課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

(農林水産部農村森林整備課)

1 土地改良法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律等の制定に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査の手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和四年十月一日から施行することとした。ただし、別表三六の項、三六の二の項、四一の六の項及び四一の七の項の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築指導課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による建築基準法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の制定により、教員免許更新制が廃止されることに伴い、教員免許状の有効期間の更新等に係る手数料の規定を削除するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和四年七月一日から施行することとした。  
二 関係条例の一部を改正することとした。

条 例

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十一号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二十三第七項中「当該申出書を第二十条の二十八第一項に規定する申告書を提出する際に併せて」を「規則に定める申出書を」に改める。

第二十条の二十八第一項中「左に」を「次に」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。

第二十条の二十八第二項を次のように改める。

2 法第七十三条の四から第七十三条の七までの規定に該当する者は、前項ただし書の規定にかかわらず、前項本文の申告書を提出しなければならない。この場合においては、当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証する証明書その他規則で定める書類を添付しなければならない。

第二十条の二十八第三項中「報告を求める」を、「第一項各号に掲げる事項を申告させ、又は報告させる」に改める。

第二十条の三十一中「第七十三条の十八第三項」を「第七十三条の十八第四項」に、

「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改める。  
 第二十条の三十三第二項中「左に」を「次に」に改め、「第二十条の二十八の規定による当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを」を削る。

第二十条の三十五の三第一項中「によつて」を「により」に改める。

第二十条の三十五の六第三項中「、第二十条の三十五並びに法第七十三条の二十五第三項及び法第七十三条の二十六第二項」を「並びに第二十条の三十五」に改める。

第二十三条第二項中「前条」を「第二十二條」に改める。

第四十七条の十六第八項及び第十一項中「記名押印」を「記名」に改める。

第五十二条第二項第一号ロ(2)中「に百分の百十五」を「百分の百十五」に改め、同号ハ(2)中「百分の百五」を「に百分の百五」に改める。

付則第五条の三の二第一項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改め、同項第一号中「第十七項」を「第十九項」に改める。

付則第八条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画」に、「令和三年四月一日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日」に改め、同条第八項中「第十条第二号」を「第十一条第一項」に改め、同条第十八項中「第十二条の二第一項」を「第十二条の二の二第一項」に改める。

付則第八条の四第二項中「同条第二項各号列記以外の部分中「、当該土地」とあるのは「当該施設」と、同項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同条第五項中「同条第二項各号列記以外の部分中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同項第二号」を「同条第二項第二号」に改める。

付則第十条の二第二項中「当該特定上場株式会社等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第一項」に、「受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「（次に掲げる場合を除く。）

「及び「ものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式会社等の配当等に係る配当所得について第二十条の三及び第二十条の五の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配

当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。  
 付則第十一条の二第三項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改める。

付則第十二条の二の五第一項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「法第四十五条の二第一項の規定による申告書」を「所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。）以下この条において「確定申告書」という。）に、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「上場株式会社等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書」を「確定申告書」に改め、「（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「年度分の県民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を「確定申告書」に改め、「とき」の下に「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

付則第三十二条第一項の表付則第五条の三の二第一項第一号の項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同条第二項中「第九項までの規定」を「第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定」に改める。

付則第三十五条第一項を削り、同条第二項中「付則第五条の三の二第一項及び第三項」を「付則第五条の三の二第三項」に、「同条第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項」を「同項」に改め、同項を同条とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十条の三十五の三、第二十条の三十五の六、第二十三条、第四十七条の十六及び第五十二条の改正規定 公布の日

二 付則第八条第八項の改正規定 令和四年十月一日

三 付則第五条の三の二、第十一条の二、第三十二条及び第三十五条の改正規定及び附則第二項から第五項までの規定 令和五年一月一日

四 付則第十条の二及び第十二条の二の五の改正規定及び附則第六項の規定 令和六年一月一日

五 付則第八条第一項の改正規定並びに附則第七項及び第八項の規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

六 付則第八条第十八項の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十七号）附則第一条ただし書に規定する政令で定める日

2 この条例による改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）付則第五条の三の二の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下「所得税法等改正法」という。）第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第五項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第四項及び第五項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例付則第三十二条第二項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等改正法第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「新震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第五項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び附則第五項において同じ。）又は認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第二項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合におけるこの条例による改正前の福岡県税条例（以下「旧条例」という。）付則第三十五条第一項の規定により読み替えて適用される旧条例付則第五条の三の二第一項の規定による控除については、なお従前の例による。

5 新条例付則第三十五条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合

宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の福岡県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

7 新条例付則第八条第一項の規定は、附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

8 旧条例付則第八条第一項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号) 附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号) 第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例付則第八条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号) 附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する」と、「令和三年四月一日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日」とする。

9 新条例第二十条の二十三、第二十条の二十八及び第二十条の三十三の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十二号

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例(平成二十七年福岡県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年を」を「三年を」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第九項第七号」に、「同法第六十八条の九第八項第六号」を「法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十六条第六項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例(以下「新条例」という。)第二条第一項及び第三条第一項の規定は、令和四年四月一日以後に新設され、又は増設される設備について適用する。
- 3 この条例による改正前の地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例第二条第一項に規定する中小連結法人については、新条例第二条第一項に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十三号

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例(平成七年福岡県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号ロ中「七千五

百六十円」を「七千七百円」に改める。

第九条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「三十七万五千五百円と五円二銭」を「三十八万六千五百円と五円十八銭」に改める。

第十三条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第二号中「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に、「五十七万三千三十円」を「五十八万六千九百五十円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十四号

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、福岡県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる福岡県（以下「県」という。）の回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の迅速かつ円滑な事業の再生に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者等 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第二十条第四項に規定する中小企業者等をいう。

二 求償権 保証協会が、信用保証協会法第二十条第一項第一号の債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。

三 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）をいう。

四 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であつて、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。

五 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納入しなければならないものをいう。

第三条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をしうとする場合は、あらかじめ知事に申し出なければならない。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があつた場合において、当該求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

一 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三百三十五条第一項に規定する中小企業再生支援協議会が同条第五項の規定に基づき決定した事項等に従い同法第三百三十四条第二項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

二 産業競争力強化法第四百零一条第一号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

三 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三十二号）第

五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

四 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第二十五条

第四項の規定により株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った中小

企業者等に係る事業の再生に関する計画

五 産業競争力強化法第二条第二十一項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策

定された事業の再生に関する計画

六 私的整理に関するガイドラインとして規則で定めるものに基づき策定された事業

の再生に関する計画

(報告)

第四条 知事は、前条第二項の規定により求償権の放棄等を承認したときは、これを議

会に報告しなければならない。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定

める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十五号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表三九の項中「各市町村」の下に「(北九州市及び福岡市を除く。)」を加える。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年六月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十六号

福岡県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

福岡県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和五十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二条第二項第二号又は第三号」を「第二条第二項第一号から第三号まで又は第七号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十七号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表三六の項中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同表三六の二の項中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同表四一の六の項中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同表四一の七の項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改め、同表七五の項中「この項、次項及び七六の二の項」を「この項から七六の三の項」に、「をいう。以下この項及び七六の二の項」を「をいう。以下この項、次項、七六の二の項及び七六の三の項」に改め、「ただし、耐震等級一及び耐震等級二又は三で限界耐力計算による場合を除く。」を削り、同項の次に次のように加える。

七五  
の二

法第五  
条第六  
項及び  
第七項  
の規定  
による  
長期優  
良住宅  
維持保  
全計画  
の申請  
の申請  
に対する  
審査

長期優良住宅  
維持保全計画  
認定申請手数  
料

一 一戸建ての住宅の場合  
一件につき

八〇、〇〇〇円

(確認書又は確認済住宅性能評価書(住宅の品質  
確保の促進等に関する法律第六条第一項又は第三  
項に規定する住宅性能評価書であつて、同法第六  
条の二第四項の規定による長期使用構造等である  
旨の確認を受け、その結果を記載されたものをい  
う。以下この項及び七六の三の項において同じ。)  
(一) 提出があるときは、一〇、〇〇〇円)

二 共同住宅等の場合  
イ 法第五条第六項の規定による認定の申請の場  
合

次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞ  
れに定める金額を認定の申請に係る住戸の数で  
除して得た金額(当該金額に百円未満の端数が  
あるときは、これを切り捨てる。)

(1) 五百平方メートル以内

一八八、〇〇〇円

(2) 五百平方メートルを超え、千平方メートル  
以内

三〇一、〇〇〇円

(3) 千平方メートルを超え、三千平方メートル  
以内

五九四、〇〇〇円

(4) 三千平方メートルを超え、五千平方メートル  
以内

一〇六四、〇〇〇円

(5) 五千平方メートルを超え、一万平方メートル  
以内

一七九、〇〇〇円

(6) 一万平方メートルを超え、二万平方メートル  
以内

一七五、〇〇〇円

申請の  
とき

一件につき

三、三八三、〇〇〇円

(確認書又は確認済住宅性能評価書の提出が  
あるときは、二九五、〇〇〇円)

(7) 二万平方メートルを超え、三万平方メー  
トル以内

四、八三二、〇〇〇円

(確認書又は確認済住宅性能評価書の提出が  
あるときは、三六四、〇〇〇円)

(8) 三万平方メートルを超えるとき

五、九二〇、〇〇〇円

(確認書又は確認済住宅性能評価書の提出が  
あるときは、三九一、〇〇〇円)

ロ 法第五条第七項の規定による認定の申請の場  
合

次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞ  
れにおいて定める金額

(1) 五百平方メートル以内

一八八、〇〇〇円

(2) 五百平方メートルを超え、千平方メー  
トル以内

三〇一、〇〇〇円

(3) 千平方メートルを超え、三千平方メー  
トル以内

五九四、〇〇〇円

(4) 三千平方メートルを超え、五千平方メー  
トル以内

一〇六四、〇〇〇円

(5) 五千平方メートルを超え、一万平方メー  
トル以内

一七九、〇〇〇円

(6) 一万平方メートルを超え、二万平方メー  
トル以内

一七五、〇〇〇円

